

2021（令和3）年3月11日

厚生労働大臣
田村 憲久殿

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会
代表 松藤 美香
副代表 山田 真美子
事務局長 池田 としえ

〒191-0043

東京都日野市平山5-19-11

電話：042-594-1337

健康局予防接種室の行った令和3年1月26日付事務連絡について抗議します

1.令和3年1月26日付で健康局予防接種室が行った事務連絡「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について（再依頼）」は、令和2年10月9日付で出された各基礎自治体にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者及びその保護者へ個別送付による情報提供について、都道府県に対してあらためて促す趣旨のものと考えられますが、それ以前に、厚生労働省が、現在 HPV ワクチンの積極的勧奨を中止している状態であることが、十分に国民に知らされていないことのほうが大きな問題と考えます。

そういう状況下でリーフレットのみを個別通知することは、同リーフレットには積極的勧奨の中止の現状が明記されていないことから、国民の自己決定のための情報として不十分であることは明白です。情報の個別送付を促進するのであれば、同時に、積極的勧奨が中止されているという現状についても併せて周知する情報を送付すべきだと抗議します。

2. HPV ワクチン接種後の多様な症状に対して各地に設置された「協力医療機関」は適切に機能しておらず、治療法も確立していません。副反応症状を訴える人々の精神的肉体的苦痛は8年から10年以上に及んでいます。それに加えて、最近では、積極的勧奨の中止後に接種した人の中から新たな副反応被害者も出てきており、厚生労働省として、リーフレットの個別送付より前になすべきことは、接種後の多様な症状に対する適切な医療が受けられる医療体制の整備と治療法の確立だと考えます。

以上